

公開買付説明書の訂正事項分

(第7回)

2025年12月

カロンホールディングス株式会社
(対象者：株式会社マンダム)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分（以下「本訂正事項分」といいます。）に係る公開買付けは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第二章の二第一節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	カロンホールディングス株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号
【電話番号】	03-4563-9300
【事務連絡者氏名】	代表取締役 秋山 幸功
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	カロンホールディングス株式会社 (東京都千代田区霞が関三丁目2番5号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、カロンホールディングス株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社マンダムをいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手續及び基準は、米国における手續及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手續及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手續は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなる

ことをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注10) 公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e－5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年9月26日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年10月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年10月10日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月19日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、同年11月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び同年12月4日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、対象者が2025年12月15日付で公表した「（変更）「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」において、対象者が、2025年12月10日付で、第三者から、対象者株式の非公開化に関する法的拘束力を有しない意向表明書を受領した旨を公表したことにより、記載事項の一部に訂正すべき事項（公開買付期間を、2025年11月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書による延長後の公開買付期間の末日である2025年12月18日から、本書提出日である2025年12月15日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年1月5日まで延長する旨の訂正を含みます。）が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い法第27条の9第3項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第24条第5項に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
 - ① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
 - ② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由
- (3) 本公開買付けに関する重要な合意
 - ③ 本応募契約（CI11ら）
- (5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

算定の経緯

- （本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）
- ⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見
 - ⑧ 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

8 買付け等に要する資金

- (2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等
 - ③ 届出日以後に借入れを予定している資金
 - イ 金融機関

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

5 伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

現在想定されている本取引の概要は大要以下のとおりとなります。

なお、以下のパーセンテージは議決権比率を指します。また、公開買付者は、本取引に係る以下の一連の取引の実行後、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを想定しております。

I. 本公開買付けの成立前（現状）

<中略>

II. 本公開買付け成立後（2025年12月中旬）

<中略>

III. 本再出資（応募合意株主）（2025年12月下旬～1月）（予定）

<中略>

IV. 本再出資後（応募合意株主）（2025年12月下旬～1月）（予定）

<中略>

V. 本スクイーズアウト手続後（2026年3月下旬）（予定）

<中略>

VI. 本再出資（不応募合意株主）（2026年3月～4月）（予定）

<中略>

VII. 本再出資後（不応募合意株主）（2026年3月～4月）（予定）

<中略>

対象者は、本特別委員会から提出を受けた本追加答申書(3)の内容を最大限に尊重しながら、本買付価格変更等の条件変更後の本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか等の観点から本公開買付けに対する対象者の2025年11月4日付意見を変更すべきかについて、慎重に検討を行った結果、2025年12月4日開催の対象者取締役会において、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容」に記載の根拠及び理由により、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持する一方で、本公開買付けは、魅力的な価格により対象者株式を売却する合理的な機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであるといえるものの、現時点においては、対象者が本手続を実施していることを踏まえ、引き続き、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。当該対象者取締役会決議の詳細は、対象者が2025年12月4日付で公表した「(変更)「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年12月4日付対象者プレスリリース」といい、2025年9月10日付対象者プレスリリース、2025年9月25日付対象者プレスリリース及び2025年11月4日付対象者プレスリリースとあわせて、以下「対象者プレスリリース」と総称します。）及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

<後略>

<前略>

現在想定されている本取引の概要は大要以下のとおりとなります。

なお、以下のパーセンテージは議決権比率を指します。また、公開買付者は、本取引に係る以下の一連の取引の実行後、公開買付者を吸収合併存続会社、対象者を吸収合併消滅会社とする吸収合併を実施することを想定しております。

I. 本公司買付けの成立前（現状）

<中略>

II. 本公司買付け成立後（2026年1月上旬）

<中略>

III. 本再出資（応募合意株主）（2026年1月中旬～2月）（予定）

<中略>

IV. 本再出資後（応募合意株主）（2026年1月中旬～2月）（予定）

<中略>

V. 本スクイーズアウト手続後（2026年4月中旬）（予定）

<中略>

VI. 本再出資（不応募合意株主）（2026年4月～5月）（予定）

<中略>

VII. 本再出資後（不応募合意株主）（2026年4月～5月）（予定）

<中略>

対象者は、本特別委員会から提出を受けた本追加答申書(3)の内容を最大限に尊重しながら、本買付価格変更等の条件変更後の本公司買付けを含む本取引が対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか等の観点から本公司買付けに対する対象者の2025年11月4日付意見を変更すべきかについて、慎重に検討を行った結果、2025年12月4日開催の対象者取締役会において、下記「(2) 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公司買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公司買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」に記載の根拠及び理由により、本公司買付けに賛同する旨の意見は維持する一方で、本公司買付けは、魅力的な価格により対象者株式を売却する合理的な機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであるといえるものの、現時点においては、対象者が本手続を実施していることを踏まえ、引き続き、対象者の株主の皆様が本公司買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公司買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。当該対象者取締役会決議の詳細は、対象者が2025年12月4日付で公表した「(変更) 「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年12月4日付対象者プレスリリース」といい、2025年9月10日付対象者プレスリリース、2025年9月25日付対象者プレスリリース及び2025年11月4日付対象者プレスリリースとあわせて、以下「対象者プレスリリース」と総称します。）及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公司買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

そして、公開買付者は、対象者が2025年12月15日付で公表した「(変更) 「MBOの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2025年12月15日付対象者プレスリリース」といいます。）において、対象者が、2025年12月10日付で、第三者候補者（下記「(2) 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公司買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公司買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）から2025年12月10日付意向表明書（下記「(2) 本公司買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公司買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公司買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）を受領した旨が公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年12月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月5日まで延長することといたしました。

なお、2025年12月15日付の訂正届出書の提出により、公開買付期間は合計で64営業日となることとなり、任意に延長が可能な公開買付期間である合計60営業日を既に上回っていることから、公開買付者は、今後、法に基づく義

務が生じた場合を除き、追加の公開買付期間の延長を行うことは予定しておりません。下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」に記載のとおり、第三候補者による第三候補者提案取引（下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）の公表の前提条件や公開買付け（第三候補者提案）（下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」において定義します。以下同じです。）の開始の前提条件が複数設けられており、公開買付者としては、第三候補者提案取引の実現可能性（実際に公開買付け（第三候補者提案）が開始されるのか否か、いつ開始されるのか）に疑義があるものと考えております。公開買付者は、2025年12月15日現在、本公開買付けが不成立になった場合に再度公開買付けを実施することは検討しておらず、仮に本公開買付けが不成立となり、第三候補者提案取引も実施されない場合には、対象者の株主の皆様が本公開買付価格以上で対象者株式を売却する機会を失う可能性があると考えております。したがって、公開買付者は、本公開買付けは、第三候補者提案取引と比較して、対象者の株主の皆様に対して早期かつ確実に合理的な売却機会を提供するものであると考えております。

＜後略＞

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

これらを受け、公開買付者は、本変更覚書（本取引基本契約）、本変更覚書（本株主間契約）、本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）を締結したこと並びに本買付価格変更に伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき必要となる公開買付期間を確保するとともに、本応募契約（CI11ら）締結の条件を満たすため、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月27日から起算して15営業日を経過した日に当たる2025年12月18日まで延長することといたしました。

(訂正後)

<前略>

これらを受け、公開買付者は、本変更覚書（本取引基本契約）、本変更覚書（本株主間契約）、本応募契約（CI11ら）及び本応募契約（ひびき）を締結したこと並びに本買付価格変更に伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき必要となる公開買付期間を確保するとともに、本応募契約（CI11ら）締結の条件を満たすため、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年11月27日から起算して15営業日を経過した日に当たる2025年12月18日まで延長することといたしました。

その後、公開買付者は、対象者が公表した2025年12月15日付対象者プレスリリースにおいて対象者が、2025年12月10日付で、第三者候補者から2025年12月10日付意向表明書を受領した旨が公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年12月15日から起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月5日まで延長することといたしました。

なお、2025年12月15日付の訂正届出書の提出により、公開買付期間は合計で64営業日となることとなり、任意に延長が可能な公開買付期間である合計60営業日を既に上回っていることから、公開買付者は、今後、法に基づく義務が生じた場合を除き、追加の公開買付期間の延長を行うことは予定しておりません。下記「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」に記載のとおり、第三者候補者による第三者候補者提案取引の公表の前提条件や公開買付け（第三者候補者提案）の開始の前提条件が複数設けられており、公開買付者としては、第三者候補者提案取引の実現可能性（実際に公開買付け（第三者候補者提案）が開始されるのか否か、いつ開始されるのか）に疑義があるものと考えております。公開買付者は、2025年12月15日現在、本公開買付けが不成立になった場合に再度公開買付けを実施することは検討しておらず、仮に本公開買付けが不成立となり、第三者候補者提案取引も実施されない場合には、対象者の株主の皆様が本公開買付価格以上で対象者株式を売却する機会を失う可能性があると考えております。したがって、公開買付者は、本公開買付けは、第三者候補者提案取引と比較して、対象者の株主の皆様に対して早期かつ確実に合理的な売却機会を提供するものであると考えております。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

<前略>

(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容

<中略>

以上より、対象者は、2025年12月4日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持する一方で、本公開買付けは、魅力的な価格により対象者株式を売却する合理的な機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであるといえるものの、現時点においては、対象者が本手続を実施していることを踏まえ、引き続き、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。当該対象者取締役会決議の詳細は、2025年12月4日付対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯

<中略>

以上より、対象者は、2025年12月4日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持する一方で、本公開買付けは、魅力的な価格により対象者株式を売却する合理的な機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであるといえるものの、現時点においては、対象者が本手続を実施していることを踏まえ、引き続き、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。当該対象者取締役会決議の詳細は、2025年12月4日付対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

その後、対象者は、2025年12月10日付で、同日時点において本手続に参加している第三者（以下「第三者候補者」といいます。）から、対象者株式の非公開化に関する法的拘束力を有しない意向表明書（以下「2025年12月10日付意向表明書」といいます。）を受領したとのことです。2025年12月10日付意向表明書においては、第三者候補者が対象者株式に対する公開買付け（以下「公開買付け（第三者候補者提案）」といいます。）及びスクイーズアウトを通じて対象者株式を非公開化する旨（かかる一連の取引を以下「第三者候補者提案取引」といいます。）の提案が記載されており、公開買付け（第三者候補者提案）における買付け等の価格について本公開買付価格（2,520円）を上回る価格がレンジで示されているとのことです。また、2025年12月10日付意向表明書においては、仮に第三者候補者が想定どおりに公開買付け（第三者候補者提案）を実施した場合、当該公開買付けの終了日及び決済の開始日は、2026年3月中旬から3月下旬になる予定としつつ、このスケジュールについてあくまで2025年12月10日時点における予定であり、第三者候補者における更なる検討、対象者との協議・交渉の結果その他の理由により変更される可能性がある旨が記載されているとのことです。

なお、2025年12月10日付意向表明書については、第三者候補者提案取引の公表には第三者候補者のファンドの投資委員会における承認を得ることが別途必要になるなどの第三者候補者提案取引の公表の前提条件（注1）や公開買付け（第三者候補者提案）の開始の前提条件（注2）が複数設けられているとのことです。また、2025年12月10日付意向表明書によれば、第三者候補者は、第三者候補者提案取引の実行のための資金調達につき、負債性資金及び資本性資金を予定しているとのことですですが、2025年12月15日時点では、金融機関からのコミットメントレターは提出されておらず、金融機関2行から第三者候補者提案取引のための融資に参加することについて関心を有している旨又はかかる融資を行うことにつき検討を進める意向がある旨の法的拘束力を有しない融資関心表明書が提出されているのみとなっているとのことです。

（注1） 第三者候補者提案取引の公表の前提条件として、(i) 対象者取締役会において公開買付け（第三

者候補者提案)に賛同する旨の意見表明に係る決議が行われており、それが撤回されていないこと、(ii)第三者候補者のファンドの投資委員会における承認が得られていること、並びに(iii)対象者に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。)で対象者が公表(同条第4項に定める意味を有します。)していないもの、又は、対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実(法第167条第2項に定める意味を有します。)で公表(同条第4項に定める意味を有します。)されていないものが存在しないことが記載されているとのことです。

(注2) 公開買付け(第三者候補者提案)の開始の前提条件として、(i)対象者取締役会による公開買付け(第三者候補者提案)に賛同する旨の意見表明に係る決議が変更又は撤回されていないこと、(ii)第三者候補者提案取引を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も司法・行政機関等に係属しておらず、第三者候補者提案取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等もなされておらず、かつ、これらの具体的なおそれもないこと、(iii)対象者に係る業務等に関する重要事実(法第166条第2項に定めるものをいいます。)で対象者が公表(同条第4項に定める意味を有します。)していないもの、又は、対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実(法第167条第2項に定める意味を有します。)で公表(同条第4項に定める意味を有します。)されていないものが存在しないこと、並びに(iv)国内外の競争法並びに国内外の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応につき、法令上の待機期間が存在する場合における当該待機期間の満了、及び、司法・行政機関等の判断等が必要な場合におけるその取得がすべて完了していること、又は、公開買付け(第三者候補者提案)の公開買付期間の末日までに当該期間が満了し、当該取得がすべて完了することが、合理的に見込まれると、第三者候補者が判断していることが記載されているとのことです。

対象者は、今後、第三者候補者との協議ややり取りを行うことなどにより、第三者候補者提案取引が対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか、また、第三者候補者提案取引が実現可能性のあるものであるかなどについて慎重に検討を行っていく予定とのことです。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意

③ 本応募契約(CI11ら)

(訂正前)

公開買付者は、2025年11月27日付で、応募合意株主(CI11ら)との間で本応募契約(CI11ら)を締結し、応募合意株主(CI11ら)が、応募合意株式(CI11ら)(所有株式の合計:9,676,600、所有割合:21.44%)について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(CI11ら)を除いて、公開買付者と応募合意株主(CI11ら)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、応募合意株主(CI11ら)に対して本公開買付けへの応募に際して付与される利益はありません。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、2025年11月27日付で、応募合意株主(CI11ら)との間で本応募契約(CI11ら)を締結し、応募合意株主(CI11ら)が、応募合意株式(CI11ら)(所有株式の合計:9,676,600、所有割合:21.44%)について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(CI11ら)を除いて、公開買付者と応募合意株主(CI11ら)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、応募合意株主(CI11ら)に対して本公開買付けへの応募に際して付与される利益はありません。なお、対象者が、2025年12月10日付で、第三者候補者から2025年12月10日付意向表明書を受領した旨が記載された2025年12月15日付対象者プレスリリースを公表したことによって、下記b)ただし書に基づき、応募合意株主(CI11ら)が、応募合意株式(CI11ら)の全部又は一部につき、本公開買付けに応募せず、又は本公開買付けへの応募の結果成立した応募合意株式(CI11ら)の買付けに係る契約を解除することができることとなると考えられますので、本公開買付けに応募するか否かは、応募合意株主(CI11ら)の判断に委ねられることとなります。

<後略>

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年2月中旬頃を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、対象者に要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026年3月上旬頃を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年9月26日（金曜日）から <u>2025年12月18日</u> （木曜日）まで（57営業日）
公告日	2025年9月26日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年9月26日（金曜日）から <u>2026年1月5日</u> （月曜日）まで（64営業日）
公告日	2025年9月26日（金曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

算定の経緯

(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

⑤ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

(訂正前)

<前略>

その後、対象者は、本特別委員会から提出を受けた本追加答申書(3)の内容を最大限に尊重しながら、本買付価格変更等の条件変更後の本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか等の観点から本公開買付けに対する対象者の2025年11月4日付意見を変更すべきかについて、慎重に検討を行った結果、2025年12月4日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計7名のうち、西村元延氏及び西村健氏の2名を除く5名）の全員一致で、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容」に記載の根拠及び理由により、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持する一方で、本公開買付けは、魅力的な価格により対象者株式を売却する合理的な機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであるといえるものの、現時点においては、対象者が本手続を実施していることを踏まえ、引き続き、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、対象者は、本特別委員会から提出を受けた本追加答申書(3)の内容を最大限に尊重しながら、本買付価格変更等の条件変更後の本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるか等の観点から本公開買付けに対する対象者の2025年11月4日付意見を変更すべきかについて、慎重に検討を行った結果、2025年12月4日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役合計7名のうち、西村元延氏及び西村健氏の2名を除く5名）の全員一致で、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(vi) 2025年11月4日開催の対象者取締役会以降2025年12月4日開催の対象者取締役会までの検討の経緯及び同取締役会における判断内容並びにその後の経緯」に記載の根拠及び理由により、本公開買付けに賛同する旨の意見は維持する一方で、本公開買付けは、魅力的な価格により対象者株式を売却する合理的な機会を対象者の株主の皆様に対して提供するものであるといえるものの、現時点においては、対象者が本手続を実施していることを踏まえ、引き続き、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非について中立の立場をとった上で、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨を決議したとのことです。

<後略>

(8) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

(訂正前)

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い57営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

公開買付者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。また、公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間である20営業日より長い64営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することをもって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

8 【買付け等に要する資金】

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

(訂正前)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ(注) (1) タームローンA 借入期間: 7年(分割弁済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基 づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間: 7年(期限一括弁済) 金利 : 全銀協日本円TIBORに基 づく変動金利 担保 : 対象者株式等 (3) ブリッジローン 借入期間: 12ヶ月(期限一括弁済) 金利 : 年利0.25% 担保 : 対象者株式等	(1) タームローンA 10,000,000 (2) タームローンB 30,000,000 (3) ブリッジローン 20,000,000
計(b)				60,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、600億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年11月27日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てができる資金が含まれています。

(訂正後)

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	銀行	三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内 一丁目4番5号)	買付け等に要する資金に充当するための 借入れ（注） (1) タームローンA 借入期間：7年（分割弁済） 金利：全銀協日本円TIBORに基 づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB 借入期間：7年（期限一括弁済） 金利：全銀協日本円TIBORに基 づく変動金利 担保：対象者株式等 (3) ブリッジローン 借入期間：12ヶ月（期限一括弁済） 金利：年利0.25% 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 10,000,000 (2) タームローンB 30,000,000 (3) ブリッジローン 20,000,000
計(b)				60,000,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、三菱UFJ銀行から、600億円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年12月15日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。上記金額には、本取引に要する資金のほか、既存借入金の返済資金及びこれらの付帯費用に充てることができる資金が含まれています。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年12月25日（木曜日）

(訂正後)

2026年1月13日（火曜日）

第5【対象者の状況】

5【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

(訂正前)

2025年11月4日、対象者は、2025年11月4日付対象者プレスリリースに記載のとおり、対象者において、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保することを目的として、本対応方針を導入する旨を公表しております。これにより、第三者が何らかの買収提案を準備している可能性もありますが、公開買付者は、2025年11月27日現在、対象者より、対象者において具体的な買収提案を受けた事実の伝達は受けておりません。

(訂正後)

2025年11月4日、対象者は、2025年11月4日付対象者プレスリリースに記載のとおり、対象者において、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益に資する実現可能性のある買収提案を確保することを目的とした手続を実施するために合理的に必要な時間を確保することを目的として、本対応方針を導入する旨を公表しております。公開買付者は、2025年12月10日、対象者より、対象者が、2025年12月10日付で、第三者候補者から、2025年12月10日付意向表明書を受領した旨の伝達を受けております。